

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年9月30日から平成26年10月17日

2 監査の対象

(1) 対象部課

総務部税務課及び収納課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年8月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 税務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 予定価格書の日付が、見積書の日付、契約締結伺い起案日及び契約日と同日となっているものがあった。

(イ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項が明記されていないものがあった。

イ 軽自動車税の減免申請の手続きにおいて下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 軽自動車税の継続減免について、減免申請時に提出された自動車検査証の有効期限が過ぎているものについても前年度から異動がないとし、引き続き減免を行っているものがあった。

(イ) 軽自動車税の課税取消又は課税保留に関する手続きについて、要綱どおりに事務がされていなかった。

- ウ 公印使用簿を作成せずに公印が使用されていた。公印の重要性を認識し西尾市公印規則第8条3項の規定により適正な事務をされたい。
- エ 租税公課に関する証明手数料の収納事務で、申請書と収納金額の照合やつり銭との照合を担当者1名で行っていた。間違いがあった場合の対応策や不正を防止するための相互牽制が十分働くようなチェック方法及び体制を検討されたい。

(2) 収納課

- ア 契約事務において、見積書の日付が契約締結伺い起案日、施行日及び請書の日付よりも後の日付になっていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、事務を遂行されたい。
- イ 市税の過誤納金の還付充当手続きにおいて、還付命令書による戻出ではなく更正調書による科目等の更正で処理されていた。西尾市予算決算会計規則第63条の規定により適正な事務処理をされたい。
- ウ 公印の使用について、押印の必要のない原議にも使用されていた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。
- エ 差押事務において、差押の証拠となる差押調書（原本）に下記のとおり誤りがあった。差押調書は差押を執行した証拠となる書類であるため、是正し、調書の不備を補完されたい。
 - (ア) 差押金額の記載のないものや金額が誤っているものがあった。
 - (イ) 文書番号や差押の日を訂正した場合の訂正印もれがあった。
 - (ウ) 文書番号の記載のないものがあった。
 - (エ) 不動産を差押した場合の所在地の訂正で砂消しを使用されていた。